

団体損害保険のご案内

**団体割引
15%^(※1)適用**

この契約は団体契約で
15%の割引が
適用されます。

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

本パンフレットとあわせ、引受保険会社ホームページに掲載の「団体総合生活補償保険 (MS&AD型) パンフレット別冊」を必ずご確認ください。アクセス方法は、18ページをご覧ください。

埼玉県の
自転車保険の
条例^(※2)にも対応



ご加入の翌年からは **自動継続**で手間いらず!!

申込締切日 令和 **8** 年 **9** 月 **30** 日(水)

加入申込票提出先 一般財団法人 埼玉県教職員互助会

保険期間 令和 **8** 年 **11** 月 **1** 日 午後4時から 令和 **9** 年 **11** 月 **1** 日 午後4時まで 1年間

払込方法 **現職会員の方** 令和 **9** 年 **1** 月から**12** 月まで 毎月の給与から引取り
退職会員の方 令和 **9** 年 **1** 月から**12** 月までご指定の口座から 毎月**27** 日振替
(27日が土日祝日の場合は、翌営業日に振替となります)

【自動継続の取扱いについて】前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

(※1)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。(※2)埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例

「ケガの保険」の必要性



ケガの保険って必要なのかしら？

僕は必要だと思うよ。先月、妹が転んで足を骨折してしまったんだけど、保険に入っていたおかげで入院保険金と通院保険金をもらうことができたんだ。思っていたよりも入通院が長引いて費用が高額になってしまったから、とても助かったといっていたよ。



そうなのね！『いつ・どこで・何が』起きるかわからないから、きちんと備えておくことが大切なのね。

あなたは『もしものときへの備え』できていますか？

5つのメリット

1

団体割引15%

この契約は団体契約で15%の団体割引が適用されます。
前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。

2

短期間の入通院も補償

- 万一のケガによる入院はもちろん、通院だけでも1日目から補償が受けられます。
- 日帰り入院も補償され、短い入院でも安心です。

3

簡単なお手続

加入申込票のご提出だけで、お申込みは完了です。退職会員の方は預金口座振替申込書のご提出も必要です。さらに、自動継続方式を採用していますので、次年度以降、加入内容の変更または脱退のご連絡がない限り毎年11月1日時点で70才以下まで自動継続となります。

4

生活サポートサービスをセット

健康・医療・介護などに関するご相談や、税務・暮らしのトラブルに関するご相談を通話無料でお受けする、生活サポートサービスが利用できます。(この契約の引受保険会社である三井住友海上の提供)

5

えらべるオプション補償

複数のオプションから、ニーズにあった補償を選べます。
※オプションのみの加入はできません。

募集要項

申込締切日

令和 8 年 9 月 30 日(水)

加入申込票提出先

一般財団法人 埼玉県教職員互助会

保険期間

令和 8 年 11 月 1 日 午後4時から
令和 9 年 11 月 1 日 午後4時まで 1年間

払込方法

現職会員の方
令和 9 年 1 月から 12 月まで 毎月の給与から引取り
退職会員の方
令和 9 年 1 月から 12 月までご指定の口座から
毎月27日振替
(27日が土日祝日の場合は、翌営業日に振替となります)

INDEX

制度の概要	P4
ご加入資格	P5
補償の早見表	P6
家族プラン	P8
個人プラン	P10
交通事故プラン	P14
預金口座振替申込書のご記入例	P15
加入申込票のご記入例	P16
別冊(重要事項のご説明)について	P18

制度の概要

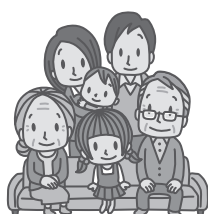
ラインアップ

団体損害保険は
ニーズに合わせて、
必要な補償を
組み合わせてご加入
いただけます。



基本補償

団体割引
15%



家族プラン

家族のケガに備える

熱中症危険補償



天災危険補償

団体割引
15%



個人プラン

ひとりひとりのニーズにピッタリ

熱中症危険補償



天災危険補償

団体割引
15%



交通事故プラン

交通事故のみ補償

※前年度にご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。



オプション

全てのプランで選択可能



弁護士費用



日常生活賠償

家族プラン、個人プランのみ選択可能



携行品損害



受託物賠償責任

個人プランのみ選択可能



親介護一時金



介護一時金
(本人介護)



先進医療

●この保険は一般財団法人埼玉県教職員互助会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。



想定保険金お受け取り例

足を捻挫してしまいました。

通院 35日 140,000円のお支払い
(個人プラン E にご加入の場合)

道を歩いていて車が通行してきたので、避けようとした際、バランスを崩して足を捻挫してしまいました。思った以上に通院日がかかりましたが、保険があったので助かりました。

不安ね…。



もしケガをして
入院したらどうしよう…。

うちの両親もいい歳になってきて
介護は他人事じゃないぞ…。
ちょっと真剣に
考えなきゃいけないよな…。



心配だ…。

ご加入資格

お申込人となれる方(加入申込票の STEP1 に氏名が記載されている方)

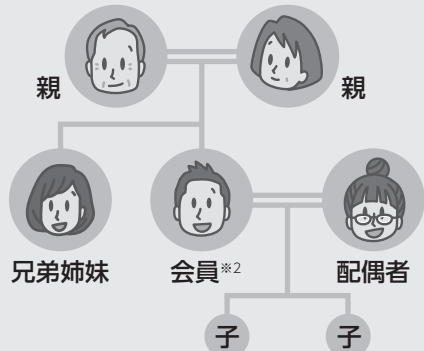
〔現職の方〕一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員に限りです。

〔退職者の方〕満48才以上で退職した一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員のうち、現職のときからこの保険に継続加入している方。
令和8年11月1日時点で満70才以下の方に限りです。(満71才以上の方は継続できません。)

被保険者(補償の対象者)本人となれる方の範囲(加入申込票の STEP2 に氏名を記入できる方)

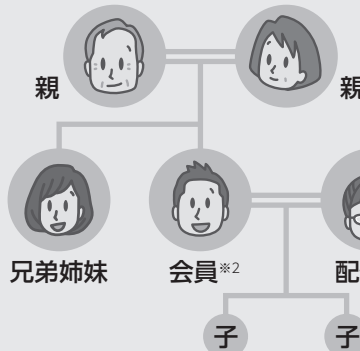
家族プラン

(被保険者(補償の対象者)本人※1となれる方の範囲)
一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹



個人プラン

(被保険者(補償の対象者)本人※1となれる方の範囲)



交通事故プラン

一般財団法人埼玉県教職員互助会の会員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人)

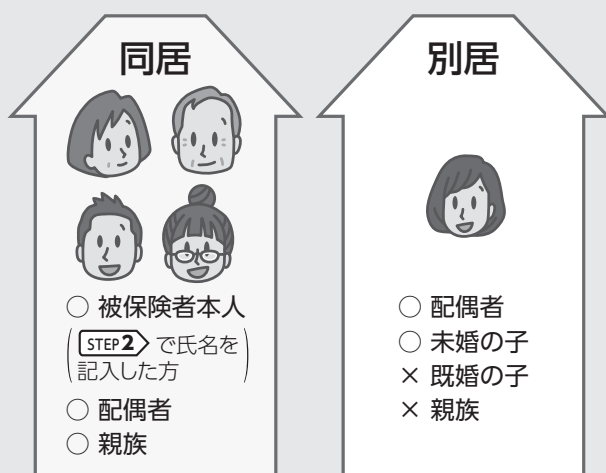


※1 加入申込票の被保険者ご本人欄 STEP2 に記載の方をいいます。 ※2 会員とは、上記「お申込人となれる方」のことをいいます。

被保険者(補償の対象者)の範囲

家族プラン

被保険者本人(加入申込票の STEP2 に氏名を記入した方)、配偶者、同居の親族および別居の未婚の子。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の未婚の子をいいます。



- ★同居の親族や、別居の未婚の子であれば、何名であっても補償の対象者となります!
- ★家族が増えても自動的に補償の対象となります!

個人プラン

被保険者本人(加入申込票の STEP2 に氏名を記入した方)

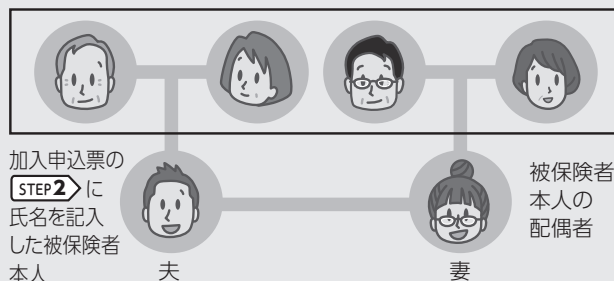
●介護関連特約

介護対象者(親)

親介護一時金支払特約「親介護」の特約被保険者となれる方の範囲は個人プランの被保険者本人の親(姻族を含みます。)となります。(最大2名まで)

特約被保険者(親)の年齢制限: 満20才以上89才以下※3

特約被保険者の範囲



介護対象者(被保険者本人)

介護一時金支払特約「本人介護」は加入申込票の STEP2 に氏名を記入した方

※3 令和8年11月1日時点の満年齢をいいます。

交通事故プラン

被保険者本人(加入申込票の STEP2 に氏名を記入した方)

補償の早見表

ご加入にあたって必要な補償がひと目でわかります。
プラン検討の参考にしてください。
●は基本補償となり、○はオプションで必要な補償を選択できます。

この部分が埼玉県自他車保険の条例*に対応

*埼玉県自他車の安全な利用の促進に関する条例
自他車損害保険等への加入義務化 平成30年4月1日施行

区 分		ケガのとき				身の回りのリスク			介護		先進医療
		死亡・後遺障害	入院	通院	手術	日常生活賠償	弁護士費用	携行品損害および受託物賠償責任	親介護	本人介護	先進医療
家族プラン	A～D	●	●	●	●	○	○	○			
個人プラン	E～H	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○
交通事故プラン	J～M	●*	●*	●*	●*	○	○				

*交通事故によるケガに限り補償します。

〈国内外補償について〉

基本補償、日常生活賠償(ただし、一部は日本国内で発生した事故に限定されます。詳細は別冊をご参照ください。)、携行品損害、受託物賠償責任(ただし、日本国内で受託した物に限ります。)、親介護・本人介護(ただし、年令によって日本国内の公的介護保険制度の要介護認定が必要な場合があります。))は国内外問わず補償します。

弁護士費用は日本国内における偶然な事故によって被害が発生した場合に補償します。

先進医療費用は日本国内で先進医療を受けた場合に限り補償します。

〈支払限度日数等について〉

入院・通院の免責期間、支払対象期間、支払限度日数は以下のとおりです。

・入院(傷害入院保険金) 免責期間：なし、支払対象期間：1,095日、支払限度日数：180日

・通院(傷害通院保険金) 免責期間：なし、支払対象期間：180日、支払限度日数：90日

加入申込手続きについて

申込方法

〔現職の方〕各所属でとりまとめて、9月30日(水)までに一般財団法人埼玉県教職員互助会あてに「加入申込票」を送付してください。
(各所属に加入申込票とりまとめ封筒を用意しています。)

なお、原則 **募集期間以外の中途加入および中途脱退(退職時を除く)はできません。**

〔退職者の方〕返信用封筒をご使用のうえ、9月30日(水)までに一般財団法人埼玉県教職員互助会あてに「加入申込票」「預金口座振替申込書」を送付してください。

なお、原則 **募集期間以外の中途加入および中途脱退はできません。**

*加入申込票の記入内容に間違いがないか十分ご確認ください。

*健康状況告知の記載が必要な場合があります。詳細は「団体総合生活補償保険(MS&AD型)パンフレット別冊」をご確認ください。

*住所、氏名、保険料振替口座などご加入内容に変更が生じる場合や同種の危険を補償する他の保険契約(積立保険を含む団体総合生活補償保険、普通傷害保険等)をご契約する場合は、事前に本パンフレット裏面記載の互助会担当窓口にご連絡ください。

加入者証の交付

12月末までに自宅あてに送付します。

自動継続の取扱いについて

新規に加入される方、補償プランを変更したい方、脱退される方は、加入申込票の提出が必要となります。

なお、前年からご加入の皆さまについては、加入申込票を提出されない場合、前年ご加入内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

1. 新規に加入される方……………必要事項をすべてご記入になり、署名のうえ、ご提出ください。

2. 補償プランを変更される方……………変更箇所だけでなく今年加入するすべてのプランと補償対象者をご記入になり、署名のうえ、ご提出ください。

例：家族プランから個人プランに変更する場合は、下記の2枚のご提出が必要です。

⇒家族プランの加入申込票手続区分欄の継続加入しないに○、および申込人氏名にご署名
個人プランの加入申込票手続区分欄の新規に加入するに○、および申込人氏名にご署名
と被保険者名などをご記入

3. 住所等を変更される方……………変更する箇所のみをご記入になり、署名のうえ、ご提出ください。

4. 継続されない方……………すべての加入申込票に「継続加入しない」に○印を付し、署名のうえ、ご提出ください。

*「加入申込人」欄は、上記1、2、3、4、とも必ずご記入・署名ください。

保険料控除制度

一定の条件を充足する払込保険料について、所得税と住民税の負担を軽減できる制度を保険料控除制度といいます。保険料控除制度では、その年の1月1日から12月31日までの1年間に払い込まれた保険料の一定額を課税所得から控除することができ一般財団法人埼玉県救済職員互助会の団体損害保険では、下記3つのオプションが生命生保険料控除の対象となります(令和8年8月現在)ので、加入者証添付の「生命保険料控除証明書(介護医療保険料控除用)」を大切に保管ください。



親介護一時金 親介護



介護一時金 本人介護



先進医療

令和8年12月末までに自宅あてに送付します。

見本

令和9年度用です。

団体損害保険加入者証 (共同保険 特約付)

加入者証作成日

代表証券番号

契約者氏名

加入者番号一連明コード

社員番号

取扱店支社

取扱店支店

初回合計保険料 18,800円

年間合計保険料 18,800円

加入 期 間 から まで 1年間

2

被保険者名	性別	年齢	加入日	加入料	保険料	支払方法	備考
男性	35才	1月	18,800円	18,800円	一括払	18,800円	18,800円

三井住友海上火災保険株式会社

生命保険料控除証明書(介護医療保険料控除用)

加入者

加入日

保険期間

契約番号

控除対象保険料は下記のとおりであることを証明いたします。

証明書作成日

初回払込期日

証券番号	控除対象保険料	分割払	一括払
1,790円	1,790円		

合計保険料 1,790円

払込方法は団体先指定の方法を表示しています。
なお、控除限度額については裏面をご確認ください。

東京都千代田区千代田三丁目9番1号

三井住友海上火災保険株式会社

補償の早見表

保険金の請求手続き

三井住友海上火災保険株式会社
事故受付センター



事故受付
24時間365日



0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故の連絡は、インターネット
事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サ
ービス」は、こちらから



令和8年12月末に送付する「加入者証」のこちらの部分を切り離し、令和9年度の年末調整または確定申告等に使用できます。

(令和9年1月~12月に保険料のお支払いがあるため、令和9年度分となります。)

共同保険について

※この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

家族プラン、交通事故プラン：三井住友海上(幹事会社)
損害保険ジャパン
個人プラン：三井住友海上

引受割合 82%
引受割合 18%
引受割合 100%

家族プラン

[ケガ補償]

団体割引
15%

ケガ オプション

基本補償



熱中症危険
補償特約



天災危険
補償特約



			A	B	C	D
			保 険 金 額			
本 人	死亡・後遺障害 (※1) (※2)	ケガで死亡または 後遺障害が残ったとき	450万円	250万円	100万円	27万円
	入院 (ケガ) 初日から補償	ケガで入院したとき 1,095日以内 180日限度	1日につき 7,000円	1日につき 4,500円	1日につき 2,000円	1日につき 1,500円
	通院 (ケガ) 初日から補償	ケガで通院したとき 180日以内 90日限度	1日につき 3,000円	1日につき 2,000円	1日につき 1,500円	1日につき 1,000円
	手術 (ケガ)	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の5倍			
配 偶 者	死亡・後遺障害 (※1) (※2)	ケガで死亡または 後遺障害が残ったとき	250万円	195万円	85万円	25万円
	入院 (ケガ) 初日から補償	ケガで入院したとき 1,095日以内 180日限度	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円	1日につき 2,000円	1日につき 700円
	通院 (ケガ) 初日から補償	ケガで通院したとき 180日以内 90日限度	1日につき 2,000円	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円	1日につき 500円
	手術 (ケガ)	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の5倍			
親 族	死亡・後遺障害 (※1) (※2)	ケガで死亡または 後遺障害が残ったとき	164万円	118万円	73万円	15万円
	入院 (ケガ) 初日から補償	ケガで入院したとき 1,095日以内 180日限度	1日につき 4,000円	1日につき 2,500円	1日につき 1,500円	1日につき 700円
	通院 (ケガ) 初日から補償	ケガで通院したとき 180日以内 90日限度	1日につき 2,000円	1日につき 1,000円	1日につき 900円	1日につき 500円
	手術 (ケガ)	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の5倍			
月払保険料 (年令にかかわらず)			5,710円	3,470円	2,180円	1,090円

(※1) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

(※2) 全ての基本補償には傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約がセットされていますので、傷害後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されているとき、お支払いした傷害後遺障害保険金の額に追加支払倍数(1倍)を乗じた額をお支払いします。

<複数のプランにご加入いただく場合のご注意>

傷害入院保険金日額30,000円(15才未満の場合は15,000円)以内、傷害通院保険金日額20,000円(15才未満の場合は10,000円)以内となるようにご加入ください。

家族プランに
セットできる

オプション

埼玉県の自転車保険の条例※に対応

※埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例
自転車損害保険等への加入義務化 平成30年4月1日施行

			保険金額	月払保険料
 日常生活賠償 (※1) (※3)	(※2)	他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして法律上の賠償責任を負われたときなど	3億円	N 1
	海外も補償	国内のみ示談交渉サービス付		
			保険金額	月払保険料
 携行品損害 (※4) (自己負担 3,000円)	海外も補償	外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなど	30万円	P 1
	(※5)	レンタルした財物を過って壊したときなど		
			保険金額	月払保険料
 弁護士費用 (※1) (※3) (※6)	国内補償	被害事故にあい、弁護士費用を負担したときなど	300万円	Q 1
	(※2)			

(※1)他のプランでお申込みの場合、補償が重複しますのでご加入いただけません。

(※2)誤って線路へ立ってしまったこと等が原因で電車等を運行不能にさせ、法律上の賠償責任を負われたときについては、国内のみ補償。

(※3)日常生活賠償、受託物賠償責任および弁護士費用は、本人以外に本人の家族(配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族・別居の未婚の子)も被保険者(補償の対象者)となります。詳しくは、別冊の「重要事項のご説明」の契約概要「1.商品の仕組みおよび引受条件等」をご参照ください。

(※4)1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。(詳細は別冊をご参照ください。)

(※5)日本国内で受託した物に限りです。

(※6)法律相談費用は1事故につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。被保険者の業務遂行に直接起因する事故は補償対象外です。

(注)日常生活賠償、携行品損害、受託物賠償責任、弁護士費用の特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

家族プラン



弁護士費用

は、こんなときにお役に立ちます。

月々の
保険料
260円

①歩行中の被害事故例

横断歩道を歩行中、自動車と接触しケガをしたが、相手が無保険車だった…。



②マンションの被害事故例

上階の住人の洗濯機排水ホースが外れ漏水し、自宅の家財が汚損したが、上階の住人が賠償に応じない…。

③子どもの被害事故例

自分の子どもが他の子どもに突き飛ばされてケガをしたが、相手の親が治療費の支払に応じない…。



<弁護士費用特約の対象となる事故例>

- ・上階の住人の浴槽から水があふれたため、自宅の天井から漏水して家財が汚損した。
- ・横断歩道を歩行中、信号無視の自動車にひかれてケガをした。
- ・公園からボールが飛んできて子どもの頭に当たってケガをし、障害が残ってしまった。

このような被害事故にあい、相手の方に損害賠償請求を行った際に、

- ・相手の方が損害賠償請求に応じない
- ・相手の方が無保険で交渉が進まない

などの場合に、相手の方との交渉を弁護士に依頼する費用や法律相談費用をお支払いします。



オススメ!!

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

個人プラン

[ケガ補償]

団体割引
15%

ケガ

オプション

基本補償



熱中症危険
補償特約



天災危険
補償特約



		E	F	G	H
		保 険 金 額			
死亡・後遺障害 (※1) (※2)	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	889万円	480万円	220万円	66万円
入院 (ケガ) 初日から補償	ケガで入院したとき 1,095日以内 180日限度	1日につき 9,000円	1日につき 7,000円	1日につき 3,500円	1日につき 2,500円
通院 (ケガ) 初日から補償	ケガで通院したとき 180日以内 90日限度	1日につき 4,000円	1日につき 3,000円	1日につき 1,500円	1日につき 1,500円
手術 (ケガ)	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の5倍			
月払保険料 (年令にかかわらず)		3,750円	2,420円	1,170円	770円

(※1) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

(※2) 全ての基本補償には傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約がセットされていますので、傷害後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されているとき、お支払いした傷害後遺障害保険金の額に追加支払倍数(1倍)を乗じた額をお支払いします。

<複数のプランにご加入いただく場合のご注意>

傷害入院保険金日額30,000円(15才未満の場合は15,000円)以内、傷害通院保険金日額20,000円(15才未満の場合は10,000円)以内となるようにご加入ください。



メモ

		保 険 金 額	月払保険料
 日常生活賠償 (※1) (※3)	(※2) 海外も補償	他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして法律上の賠償責任を負われたときなど 国内のみ示談交渉サービス付	3億円
		N 2	140円
		保 険 金 額	月払保険料
 携行品損害 (※4) (自己負担 3,000円)	海外も補償	外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなど	30万円
		P 2	200円
 受託物賠償責任 (※1) (自己負担 5,000円)	(※5) 海外も補償	レンタルした財物を過って壊したときなど	30万円
		Q 2	260円
		保 険 金 額	月払保険料
 弁護士費用 (※1) (※3) (※6)	国内補償	被害事故にあい、弁護士費用を負担したときなど	300万円
		Q 2	260円

(※1) 他のプランでお申込みの場合、補償が重複しますのでご加入いただけません。

(※2) 誤って線路へ立ってしまったこと等が原因で電車等を運行不能にさせ、法律上の賠償責任を負われたときについては、国内のみ補償。

(※3) 日常生活賠償、受託物賠償責任および弁護士費用は、本人以外に本人の家族(配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族・別居の未婚の子)も被保険者(補償の対象者)となります。詳しくは、別冊の「重要事項のご説明」の契約概要「1.商品の仕組みおよび引受条件等」をご参照ください。

(※4) 1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。(詳細は別冊をご参照ください。)

(※5) 日本国内で受託した物に限ります。

(※6) 法律相談費用は1事故につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。被保険者の業務遂行に直接起因する事故は補償対象外です。

(注) 日常生活賠償、携行品損害、受託物賠償責任、弁護士費用の特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。



日常生活賠償

は、こんなときにお役に立ちます。

月々の保険料

140円

自転車による加害事故例

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

自転車による
加害事故も補償



レストランで他人にビールをこぼして洋服を汚してしまった!



駅のホームで急いで走っていたところ男性と衝突し、重傷を負わせてしまった。



子どもが隣家の窓を割った。

9,521万円の賠償判決※

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

※一般社団法人日本損害保険協会「知っていますか?自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～(2025年8月版)」をもとに作成。

注) 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。



補償する損害賠償リスクの範囲を拡大!

日本国内において誤って線路に立入り電車を遅らせてしまい、鉄道会社から賠償請求を受けた場合の損害も補償します。

3億円まで補償



示談交渉サービス付!!

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。



携行品損害(自己負担 3,000円)

海外も補償

は、こんなときにお役に立ちます。

僕はよく友人とキャンプや写真を撮りに旅行に行くぞ



キャンプ用品のテント一式が、突然の強風によって壊れてしまった!!

旅行中、写真を撮ろうとしてカメラを落としてしまった!!



 **親介護一時金** 親介護

所定の要介護状態が30日を超えて継続した場合
保険金をお支払いします

介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

月払保険料 (特約被保険者(親) 1名あたり) [令和8年11月1日時点の 特約被保険者の満年齢]	フランチャイズ期間: 30日	X 1	X 3
	親介護一時金額	100万円	300万円
	(親の年齢) 20～44才	10円	30円
	45～49才	20円	60円
	50～54才	40円	130円
	55～59才	110円	320円
	60～64才	240円	720円
	65～69才	570円	1,700円
	70～74才	1,280円	3,850円
	75～79才	2,850円	8,560円
	80～84才	7,390円	22,160円
	85～89才	14,920円	44,750円

-  **POINT 1** **特約被保険者(親御さま)が公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けたなど約款所定の状態になり、30日を超えて継続した場合、親介護一時金額の全額を親御さま(この特約の被保険者)へお支払いします。**
-  保険金支払い時には、特約の失効となり、保険金の支払いを受ける以前に、未払込保険料^(注)の全額を一括して三井住友海上に払い込みいただきます。
(注) 未払込保険料とは、この特約の分割保険料の総額から既に払い込まれたこの特約の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。
-  **POINT 2** 親御さまの**基本補償部分へのご加入、同居の有無は問いません。**
●基本補償にご加入いただく被保険者の親御さま(姻族を含みます。最大2名まで)を補償の対象とすることができます。
-  **POINT 3** 親御さまは、**満89才まで**ご加入いただけます。
●**健康状態に関する質問にご回答いただくだけで、医師の診査等は不要です。**
(親御さまの健康状況によりご加入できない場合があります。)

 **豆知識**



公的介護保険の「要介護2～要介護3」とはどんな状態?

	歩 行	食 事	入 浴	排 泄	理解・行動
要介護 2 (軽度の介護を必要とする状態)	杖や装具を利用して、短時間の歩行が可能	摂取が難しい場合があり、何らかのサポートが必要	浴槽への出入りや身体の洗浄の支援が必要	トイレへの移動や立ち上がりでサポートが必要	記憶や理解が低下して会話や金銭管理などに混乱がある
要介護 3 (中等度の介護を必要とする状態)	サポートや装具を使用して、室内での移動をなんとか行える	食事の準備から摂取までのサポートが必要。特に固形食の摂取には注意が必要	移乗、洗浄、乾燥に、全面的にサポートが必要	自分一人ではできず、移乗や拭き取りなどでの支援が必要	認知症が進行して記憶力・判断力・実行力の低下が著しい

出典: 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 知っておきたい介護の知識 公的介護保険の「要支援1～要介護5」とはどんな状態?



介護一時金 本人介護

所定の要介護状態が30日を超えて継続した場合
保険金をお支払いします

介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

※親の介護に対するオプションではありません。

加入申込票の「STEP2」に氏名をご記入した本人が補償対象です。

フラチャイズ期間: 30日

月払保険料 (被保険者 1名あたり)	令和8年11月1日時点の 被保険者の満年齢	Z 1		Z 3	
		介護一時金額		100万円	
		生後15日～44才		10円	
		45～49才		20円	
		50～54才		40円	
		55～59才		110円	
		60～64才		240円	
		65～69才		570円	
		70才		1,280円	

POINT 1

被保険者が公的介護制度に基づく要介護2以上の認定を受けたなど約款所定の状態になり、
30日を超えて継続した場合、**介護一時金額の全額**をお支払します。



保険金支払い時には、特約の失効となり、保険金の支払いを受ける以前に、未払込保険料^(注)の全額を一括して三井住友海上に払い込みいただきます。

(注) 未払込保険料とは、この特約の分割保険料の総額から既に払い込まれたこの特約の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

いた額をいいます。		保 険 金 額		月払保険料	
 先進医療	日本国内において 先進医療を受けたとき	1,000万円		○ (オー)	70円



豆知識

先進医療オプションは公的医療保険の対象とならない先進医療にかかる費用^{※1}
等を補償する特約です。 他の保険契約がある場合、支払われる金額が調整されることがあります。

先進医療にかかる 費用(技術料)を補償

たとえば、がん治療に効果が見込まれる
重粒子線治療の自己負担は…

重粒子線治療

約**314**万円^{※2}



その他にも、先進医療には様々な高度な医療があります。

陽子線治療 など

先進医療を受けるための 交通費・宿泊費も補償

先進医療を実施している医療機関は限られており、
治療費に加えて交通費・宿泊費の
負担も考えなければなりません。



たとえば、**重粒子線治療** を実施している医療機関は

全国で**7** (群馬県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・佐賀県・山形県)
病院に限られます^{※3}

★補償する交通費・宿泊費とは…

先進医療を受けるための
病院等との間の
往復交通費

先進医療を受けるための
宿泊費
(1泊につき1万円限度)

※1 先進医療に要する費用は、先進医療の技術料のみをいい、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金を除きます。

※2 厚生労働省「第138回先進医療会議資料」令和6年度実績報告(令和5年7月1日～令和6年6月30日)をもとに作成。

※3 厚生労働省ホームページ「先進医療を実施している医療機関の一覧」(令和7年8月1日現在)をもとに作成。

「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。)をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

交通事故プラン

[ケガ補償]

団体割引
15%

(注) 本プランは「交通事故危険のみ補償特約」をセットしているため、交通事故によるケガに限り補償します。

基本補償

基本補償		J	K	L	M
		保 険 金 額			
 死亡・後遺障害 (※1) (※2)	交通事故によるケガで死亡 または後遺障害が残ったとき	230万円	114万円	75万円	25万円
 入院(ケガ)	初日から 補 償 交通事故によるケガで入院したとき 1,095日以内 180日限度	1日につき 19,000円	1日につき 13,000円	1日につき 9,000円	1日につき 5,400円
 通院(ケガ)	初日から 補 償 交通事故によるケガで通院したとき 180日以内 90日限度	1日につき 9,000円	1日につき 6,000円	1日につき 4,000円	1日につき 3,000円
 手術(ケガ)	交通事故によるケガで 手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合：傷害入院保険金日額の5倍			
月払保険料(年令にかかわらず)		1,400円	920円	610円	420円

(注) Jセットは15才未満(令和8年11月1日現在)の方はご加入いただけません。

<複数のプランにご加入いただく場合のご注意>

傷害入院保険金日額30,000円(15才未満の場合は15,000円)以内、傷害通院保険金日額20,000円(15才未満の場合は10,000円)以内となるようにご加入ください。

(※1) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(※2) 全ての基本補償には傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約がセットされていますので、傷害後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されているとき、お支払いした傷害後遺障害保険金の額に追加支払倍数(1倍)を乗じた額をお支払いします。

オプション

埼玉県の自転車保険の条例*に対応

*埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例

自転車損害保険等への加入義務化 平成30年4月1日施行

			保 険 金 額	月払保険料	
	日常生活賠償(※1) (※3)	(※2) 海外も補償	他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなどして法律上の賠償責任を負われたときなど 国内のみ示談交渉サービス付	3億円 N 3	140円
			保 険 金 額	月払保険料	
	弁護士費用(※1) (※3) (※4)	国内補償	被害事故にあい、弁護士費用を負担したときなど	300万円 Q 3	260円

(※1) 他のプランでお申込みの場合、補償が重複しますのでご加入いただけません。

(※2) 誤って線路へ立ってしまったこと等が原因で電車等を運行不能にさせ、法律上の賠償責任を負われたときについては、国内のみ補償。

(※3) 日常生活賠償および弁護士費用は、本人以外に本人の家族(配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族・別居の未婚の子)も被保険者(補償の対象者)となります。詳しくは、別冊の「重要事項のご説明」の契約概要「1.商品の仕組みおよび引受条件等」をご参照ください。

(※4) 法律相談費用は1事故につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。被保険者の業務遂行に直接起因する事故は補償対象外です。

(注) 日常生活賠償、弁護士費用の特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。



メモ

退職会員で振替口座を変更したい方、市町村費支弁職員（さいたま市費職員含む）で新規加入を希望する方は提出が必要です。

※県費支弁職員の方は不要です。

※預金口座振替申込書が必要な方は埼玉県教職員互助会にご連絡ください。

[illegible]

必ずご記入ください。

加入申込票右上の旧加入者番号を
ご記入ください。

預金口座振替申込書のご記入例

- 1 **第1回(令和9年1月分)が振替不能な場合**
保険開始日(令和8年11月1日)以降発生した事故について保険金はお支払いできません。
- 2 **第2回以降(令和9年2月分以降)が振替不能な場合**
振替日以降に発生した事故について保険金はお支払いできません。
- 3 **振替ができなかった翌月に2か月分合わせて振り替えた場合**
2か月分振替が行われた日以降に発生した事故については、保険金は支払われます。
- 4 **2か月続けて振替ができず、3か月分の保険料を現金で納入した場合**
保険料を現金等で納入した日以降に発生した事故については、保険金は支払われます。

個人プラン・家族プラン・交通事故プラン

加入申込票

※年令は必ず令和8年11月1日時点での満年令をご記入ください。

加入者本人が
もれなくご署名
ください。

個人プラン

P5の 被保険者(補償
の対象者)本人となれ
る方の範囲(加入申込
票の STEP2 に氏名を
記入できる方)をご確
認ください。

P5の介護関連特約の
介護対象者(親) の
欄をご確認ください。

一般財団法人埼玉県教職員互助会 団体損害保険加入申込票 兼 健康状況告知書

STEP 1 申込人情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。
☐ 内は必ずご記入ください。

住所	317 (カタカナ) ○○○○シ○○○○ク○○○○1-2-3 〒000-0000 399(漢字) ○○市○○区○○1-2-3	加入 申込日	010 令和R 8 年 9 月 20 日
申込 人氏名	307 (カタカナ) フクリ イチロウ フルネームでご署名ください。 347 (漢字) 福利 一郎 様	社員 番号	017 0012345
職場名	018 (カタカナ) フクリカ 所属 コード 019 20H00	電話 番号	011 000-000-0000
		生 年 月 日	980 (〒) 大正 (〒) 昭和 (〒) 平成 (〒) 令和 51 年 1 月 6 日 性 別 982 (男) 1 (女) 2

STEP 2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

団体総合生活補償保険(MS&AD 型) 疾病補償用

氏名	J04 (カタカナ) フクリ イチロウ 1.67(漢字) 福利 一郎	健康 告知 事項	健康告知事項(告知)についてご確認のうえご記入ください。
生 年 月 日	302 (〒) 昭和 (〒) 平成 (〒) 令和 51 年 1 月 6 日	健康 告知 事項	健康告知事項(告知)についてご確認のうえご記入ください。
年 令	303 (〒) 満 50 才 性別 302 (男) 1 (女) 2	健康 告知 事項	健康告知事項(告知)についてご確認のうえご記入ください。
職業名・ 職種名	576 カタカナで記入 キョウイン	健康 告知 事項	健康告知事項(告知)についてご確認のうえご記入ください。
職 種 コ ー ド	312 02 団体との 関 係 1	健康 告知 事項	健康告知事項(告知)についてご確認のうえご記入ください。
特約区分	介護を受ける方(親)の氏名 (特約被保険者)	健康 告知 事項	健康告知事項(告知)についてご確認のうえご記入ください。
特約区分	介護を受ける方(親)の氏名 (特約被保険者)	健康 告知 事項	健康告知事項(告知)についてご確認のうえご記入ください。
特約区分	介護を受ける方(親)の氏名 (特約被保険者)	健康 告知 事項	健康告知事項(告知)についてご確認のうえご記入ください。

STEP 3 他の保険契約等、保険金請求歴がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。

331 特記事項

親介護一時金 親介護 をお申込みの方は裏面の質問事項にご回答のうえ、被
保険者の方がご署名下さい。介護を受ける親の方の署名ではありません。

介護一時金 本人介護 問事項にご回答のうえ、

のご記入例

ご希望の手続区分に
○をしてください。

全てのプランでの共通事項

既加入の方はご加入内容が印字されています。加入セットを変更する場合は、もともと印字されているセット名を二重線で消し、加入したいセット名をご記入ください。

既加入の方は旧加入者番号をご記入下さい。
新規加入の方は職員番号をご記入ください。

メッセージ

団体総合生活補償保険（MS&AD 型）

センター送付
000 AAA 020 994
PR06 03 88 LF 354④

手続区分 下記のいずれかに○をしてください		保 険 期 間	団体名
☐ 新規に加入する	全ての内容をご記入のうえ、ご署名・ご提出ください。	令和 8 年 11 月 1 日 から	一般財団法人埼玉県教職員互助会
☐ 内容を変更する 〔前年度加入内容を追加・変更して継続する〕			加入者番号 098
☐ 継続加入しない		令和 9 年 11 月 1 日 まで	旧加入者番号 0000012345
内容を変更せず継続する場合は、ご提出不要です。			旧識別コード L17

〔注1〕三井住友海上火災保険株式会社 宛 最終頁の健康状況告知書質問事項に対する下記回答は事実と相違ありません。告知内容が事実と相違していた場合、保険契約を解除され保険金の支払いを受けられないことがあることに同意します。また、個人情報の取扱いに同意します。〔健康状況告知書ご記入のご案内〕を受け取り、内容を了解しました。

交通事故プラン

P5の 被保険者(補償の対象者)本人となる方の範囲(加入申込票の STEP2 に氏名を記入できる方)をご確認ください。

加入セットを変更する場合は、印字を二重線で削除し、加入希望のセットをご記入ください。

家族プラン

P5の 被保険者(補償の対象者)本人となる方の範囲(加入申込票の STEP2 に氏名を記入できる方)、および被保険者(補償の対象者)の範囲 を必ずご確認ください。

団体との関係

STEP2 の被保険者欄の団体との関係はこちらを参照ください。

【交通事故プラン】

390 J04 (カタカナ) フクリ ハルコ 82.83

氏名 福利 春子

生 年 月 日 323 Y 大正 51 年 6 月 6 日 セット名

年 令 303 50 才 性別 302 男 1 女 2

職業名・職種名 576 カタカナで記入 シュフ

職 種 コード 312 91 団体との関係 L18 2

基本補償 (必ず選択) 日常生活 賠償責任 弁護士費用 携行品 受託物賠償 弁護士費用

基本補償 (必ず選択) 日常生活 賠償責任 携行品 受託物賠償 弁護士費用

【家族プラン】

390 J04 (カタカナ) フクリ イチロウ 82.82

氏名 福利 一郎

生 年 月 日 323 Y 大正 51 年 1 月 6 日 セット名

年 令 303 50 才 性別 302 男 1 女 2

職業名・職種名 576 カタカナで記入 キョウイン

職 種 コード 312 02 団体との関係 L18 1

基本補償 (必ず選択) 日常生活 賠償責任 携行品 受託物賠償 弁護士費用

基本補償 (必ず選択) 日常生活 賠償責任 携行品 受託物賠償 弁護士費用

ご記入にあたって

●〔※〕印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。
事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご確認のうえご回答(記入)ください。

●疾病を補償するセットに新たに加入する場合、または、疾病補償について保険責任を加重(保険金額の増額、特約追加など)する場合は、最終頁裏面の質問事項につき、正確にご回答ください。

●〔○〕年令は保険始期日現在でご記入ください。
(保険期間の途中で加入される場合も、中途加入日現在ではなく、団体契約の保険始期日現在の年令をご記入ください。)

●職種コードは裏面をご参照ください。 職業名・職種名は裏面の職種コード一覧を参照のうえ、カタカナ20文字以内でご記入ください。

●〔◆〕団体との関係について下記該当の数字(いずれか1つ)をご記入ください。
団体の …………… 1: 構成員(子会社・関連会社の構成員、退職者を含む) 0: 会員企業等の役員・従業員
上記1または0の …… 2: 配偶者 3: 子ども 4: 両親 5: 兄弟姉妹 6: 同居の親族 7: 使用人

R50 合計保険料 (一回分) 円 前年合計保険料 (一回分) 円

受付日(社内使用欄)

令和 年 月 日 XXXX

先進医療をお申込みの方は裏面の質被保険者の方がご署名ください。

全てのプランの合計保険料(一回分)をご記入ください。

別冊(重要事項のご説明)について

「団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」を必ずあわせてご覧ください。

- このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載の「団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊」にてご案内しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。
- 紙冊子での提供を希望の場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。（裏表紙参照）
- 別冊（重要事項のご説明）には埼玉県教職員互助会では募集を行っていない特約等について掲載がありますが、募集するプランにセットされている特約は下記の特約が全てとなりますので、ご注意ください。



団体総合（MS&AD型）_71538

＜募集するプランにセットされている特約＞

特約名	保険金の種類				募集プラン名
傷害補償(MS&AD型)特約	傷害 保険金	傷害死亡 保険金	傷害後遺障害保険金		A. B. C. D. E. F. G. H. J. K. L. M
		傷害入院 保険金	傷害手術 保険金	傷害通院 保険金	
傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約	傷害後遺障害保険金				A. B. C. D. E. F. G. H. J. K. L. M
交通事故危険のみ補償特約	傷害 保険金	傷害死亡 保険金	傷害後遺障害保険金		J. K. L. M
		傷害入院 保険金	傷害手術 保険金	傷害通院 保険金	

特約名	募集プラン名	特約名	募集プラン名
天災危険補償特約	A. B. C. D. E. F. G. H	携行品損害補償特約 (新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット)	P1. P2
熱中症危険補償特約	A. B. C. D. E. F. G. H	受託物賠償責任補償特約	P1. P2
家族型への変更に関する特約	A. B. C. D	親介護一時金支払特約	X1. X3
日常生活賠償特約	N1. N2. N3	介護一時金支払特約	Z1. Z3
弁護士費用特約	Q1. Q2. Q3	要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約 (介護一時金支払特約用)	X1. X3. Z1. Z3
		先進医療費用保険金補償特約 (特定精神障害補償特約セット)	〇
		条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	全プラン



× 毛

A series of horizontal dotted lines for handwriting practice, spanning the width of the page.

お申込み・お問い合わせ先

代理店・扱者

三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社 埼玉支店

(幹事代理店)

三井住友海上出資関連事業会社

〒330-0841 さいたま市大宮区東町2-20
三井住友海上大宮東町ビル3F

TEL048-788-2560

(受付時間 平日9:00～17:00)

ユナイテッド・インシュアランス株式会社

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-8-16
浦和ガーデンビル4F

TEL048-711-2505

(受付時間 平日9:00～17:00)

互助会担当窓口

一般財団法人 埼玉県教職員互助会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21
職員会館5F

TEL048-830-6706

(受付時間 平日9:00～17:00)

(埼玉県教職員互助会互助福祉担当)

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 (幹事保険会社)

埼玉支店 埼玉第二支社

〒330-0841 さいたま市大宮区東町2-20
三井住友海上大宮東町ビル4F

TEL048-644-6102 (受付時間 平日9:00～17:00)

損害保険ジャパン株式会社

保険金の請求手続き

三井住友海上火災保険株式会社

事故受付センター

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



24時間 事故受付
24時間 365日

0120-258-189 (無料)
事故は いち早く

